

法人名：

一般財団法人 秋田県資源技術開発機構

設立年月日 平成2年11月28日

1 法人の概要

代表者職氏名	理事長 石川 定人	基本財産等	437,000千円	県出資等額及び比率	210,000千円	(48.1%)	所管部課名	産業労働部クリーンエネルギー産業振興課
設立目的	県内における資源に関する産業の振興発展のための鉱物資源等に関する技術開発、試験研究及び研修等を実施するため平成2年11月28日に設立。その後、(財)国際資源大学校、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の設置に伴い、当機構を含めた金属鉱業研修技術センターの施設管理及び運営業務も担っている。平成25年4月1日一般財団法人へ移行。							
事業概要	資源リサイクルに関する研究開発及び支援、資源リサイクルに関する研修、資源リサイクルに関する普及啓発							
関連法令、県計画	秋田県北部エコタウン計画、新秋田元気創造プラン、秋田県環境・リサイクル産業集積推進計画							
役員数 (R5.7.1現在)	理事		監事		評議員		計	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	職員数 (R5.4.1現在)	正職員
		4		2		5		4
								臨時・嘱託
								2
								計
								6

※役員と職員を兼ねている者の人数は、役員と職員の両方に計上し、職員数には括弧（内数）で表示。

2 法人の行動計画(令和4～7年度)

県関与のあり方	縮小・廃止	経営状況	概ね安定	取組の方向性	・内部留保の積み増し
目標	○新規事業であるPVCJ事業の収益を収入源の主力とするため、R4年度以降は全国規模の事業を実施し、収益確保につながる事業の展開を目指す。 また、効果的・効率的な法人運営に取り組むことで経営の安定化を図り、まずは単年度ごとの決算の黒字化を図る。 【目標】新規事業収益（PVCJ事業） R4年度 事業規模5,000千円、決算ベースで収支均衡 R5年度以降 各年度決算ベースで5,000千円の黒字 ○財務状況を踏まえ、県と機構において法人運営の方向性を検討する。				
取組	○社会状況の変化等へ柔軟に対処できるよう、関係性が高い外部機関との連携強化や人材の確保を図る。 ○使用済み太陽光発電パネルの適正処理管理を行うPVCJ事業について、その他事業として展開するものの公益性が高い事業であるため、今後の状況、事業規模の広がり、業界団体の動きなどを見極めた上で、収益の改善に努めるとともに、法人の今後のあり方を具体的に検討し、第4次計画期間内にその結論を得る。				

3 財務

①正味財産増減計算書

(単位:千円)

区 分	令和3年度	令和4年度
経常収益	12,873	17,123
基本財産・特定資産運用益	1,235	1,234
受取会費・受取寄附金		10,440
受託事業収益	3,212	3,125
自主事業収益	7,434	1,183
受取補助金・受取負担金	928	928
その他の収益	64	213
経常費用	19,408	22,485
事業費	15,746	17,453
管理費	3,662	5,032
人件費(事業費分含む)	8,353	5,863
当期経常増減額	△ 6,535	△ 5,362
経常外収益		
経常外費用		
当期経常外増減額		
当期一般正味財産増減額	△ 6,535	△ 5,362
当期指定正味財産増減額	△ 200	△ 200
当期正味財産増減額合計	△ 6,735	△ 5,562

②貸借対照表

(単位:千円)

区 分	令和3年度	令和4年度
流動資産	17,820	16,534
固定資産	452,933	452,897
資産計	470,753	469,431
流動負債	3,710	7,949
短期借入金		
固定負債		
長期借入金		
負債計	3,710	7,949
指定正味財産	437,783	437,583
うち基本財産充当額	437,000	437,000
一般正味財産	29,260	23,899
うち基本財産充当額		
正味財産計	467,043	461,482
負債・正味財産計	470,753	469,431

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

③県の財政的関与の状況(事業費補助・委託を除く)

(単位:千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	支出目的等
年間支出			
年度末残高			

<主な経営指標>

項 目	令和3年度	令和4年度	増減※
経常収支比率 (経常収益÷経常費用)	66.3%	76.2%	+9.8
流動比率 (流動資産÷流動負債)	480.3%	208.0%	△272.3
自己資本比率 (純資産計÷負債・純資産計)	99.2%	98.3%	△0.9
有利子負債比率 (有利子負債÷純資産計)			

※端数処理の関係で増減が一致しないことがある。

<退職給与引当状況(単位:千円)>

要支給額	引当額	引当率(%)
0	0	—

※中小企業退職共済制度へ加入している。

法人名：

一般財団法人 秋田県資源技術開発機構

Ⅰ 自己評価

1 行動計画における目標及び取組の達成状況		2 経営状況	
【令和4年度実績】 ○令和4年度のPVCJ事業は、事業規模約1,100万円、その収支は約44万円の黒字で、ほぼ収支均衡となった。 ○ただし、PVCJ事業収入のうち400万円は関係企業からの寄付金で賄われており、これが無ければ赤字となっていた。		【令和4年度実績】 ○財団の各会計（事業実施会計、法人会計、その他会計（PVCJ））の合計で、約556万円の赤字となった。	
【自己評価】 ○PVCJ事業は、実質的に赤字となっており、会員の新規獲得等、収入源の確保に取り組んでいく必要がある。 ○令和4年以降のPVCJ商標使用料が50,000ユーロ以上（毎年4%ずつ増加）とされており、多大な負担となっているため、本事業の継続の可否を見極める中で、収支均衡・黒字化の見通しが立たない場合は、本事業からの撤退も選択肢に入れる必要がある。		【自己評価】 ○長年の低金利の影響で単年度損益の収支均衡の未達成が継続し、運転資金としている流動資産の枯渇が懸念される状況となっており、基本財産の取り崩しも視野に入れる必要が生じている。	
		評価	評価
		B	B

Ⅱ 所管課評価

1 行動計画における目標及び取組の達成状況		2 経営状況	
○新規事業としてPVCJ事業に取り組んだものの、初年度は寄付金が無ければ赤字となっていたことを踏まえ、収入源の確保に取り組む必要がある。 ○今後、PVCJ事業の黒字化の目処が立たない場合は、財団の財務状況の改善につながらないため、本事業からの早期撤退も検討する必要がある。		○公益目的支出計画を踏まえつつ、業務運営の効率化や固定費節減の徹底など、収支の改善に努めている。 ○低金利の影響による厳しい経営環境のもと、赤字決算の継続による運転資金の枯渇が懸念され、基本財産の取り崩しを視野に入れなければならない局面にあることから、引き続き新たな収益源の確保に取り組む必要がある。	
		評価	評価
		B	B

Ⅲ 委員会評価

総合評価	法人全体の取組・運営状況に関するコメント
B	○収入源の主力とするPVCJ事業について、収支均衡、黒字化が不透明であるほか、当該事業以外についても赤字が見られており、法人の体質改善が求められる。

【委員からの提言】

○PVCJ事業については、収支均衡、黒字化を図る取組の推進を期待する一方で、当該事業の先行き如何では、その他の事業を含めた全事業や行動計画の大幅な見直しが必要となる。

委員会評価を踏まえた対応方針

法人の対応方針	所管課の対応方針
○PVCJ事業については、経費の大部分を占める商標使用料の低減に向けてベルギー本部との交渉を行うほか、会費収入の増に向けた新規会員の獲得に努めるとともに、使用済み太陽光パネルの分析業務等の受託など新たな収益源の確保に取り組む。 ○PVCJ事業以外については、引き続き、固定費等の経費の節減を徹底するとともに、低収益の要因となっている低金利での基本財産の運用を見直し、柔軟に運用することで収益の改善を図る。	○PVCJ事業については、新規会員の獲得が進められるよう既存会員から加入可能性のある企業の紹介を受けるほか、新たな収益源の確保に繋げるため、環境省などの関連事業の一部分析業務を受託する等の取組を進めていただきたい。 ○PVCJ事業以外については、経費の節減や基本財産の運用見直しを図り、可能な限り早期に赤字体質から黒字体質へと転換が図れるよう、適宜助言を行う。

法人名 (一財)秋田県資源技術開発機構

①令和5年度計算書類等

法人所管課 クリーンエネルギー産業振興課

一般財団法人秋田県資源技術開発機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人秋田県資源技術開発機構と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田県鹿角郡小坂町に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、鉱物資源その他の資源（以下単に「資源」という。）に関する技術の開発、試験研究、研修等を行い、もって県内における資源に関する産業の振興発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 資源に関する技術の開発及び試験研究
- (2) 資源に関する研修及び技術の普及指導
- (3) 資源に関する学術交流
- (4) 資源に関する情報の収集、管理及び提供
- (5) 資源に関する産・学・官の連携の支援
- (6) 資源に関する試験研究の受託
- (7) 資源に関する普及啓発事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産
- (2) その他の資産

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(資産の管理)

第7条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に評議員 3 名以上 5 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第14条 評議員は無報酬とする。

第 5 章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集する場合は、会議の日時、場所及び目的たる事項並びにその内容を記載した書面をもって7日前までに評議員に通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他の法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決した旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的

記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上5名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、副理事長を1名置くことができる。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び副理事長は、4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。

(役員の損害賠償責任の免除)

第30条 この法人は、法人法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合は、会議の日時、場所及び目的たる事項並びにその内容を記載した書面をもって7日前までに理事及び監事に通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告する事を要しない。

- 2 前項の規定は、第25条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第40条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の分配の制限)

第41条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補則

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は 関根浩一 とする。
- 4 この定款は、令和5年4月1日から施行する。

別表 基本財産(第6条関係)

財産の種別	数量
投資有価証券等	0円

出 捐 者 一 覧

令和5年6月22日現在

出 捐 者 名	出 捐 額(千円)	出捐年月日	備 考
秋田県 同	200,000 10,000	平成 2年12月 4日 平成 9年 3月31日	
小坂町 同	50,000 50,000	平成 2年12月 3日 平成 3年 1月24日	
大館市	10,000	平成 3年 3月29日	
鹿角市	10,000	平成 3年 2月25日	
同和鉱業株式会社	10,000	平成 2年12月 5日	平成18年10月1日 DOWAメタルマイン(株)が 権利を継承
小坂製錬株式会社	10,000	平成 2年12月 5日	
花岡鉱業株式会社	10,000	平成 2年11月30日	平成18年10月1日 エコシステム花岡(株)が 権利を継承
三菱マテリアル株式会社	10,000	平成 2年12月 5日	
日本鉱業株式会社	10,000	平成 2年12月 5日	平成28年1月1日 JX金属(株)が権利 を継承
住友金属鉱山株式会社	7,000	平成 2年12月 5日	
株式会社秋田銀行	10,000	平成 2年12月 5日	
株式会社羽後銀行	5,000	平成 2年12月 5日	平成5年4月1日 (株)北都銀行が権 利を継承
株式会社あけぼの銀行 同	3,000 2,000	平成 2年12月 4日 平成 3年 4月 3日	平成5年4月1日 (株)北都銀行が権 利を継承
安田火災海上保険株式会社	5,000	平成 2年11月29日	令和2年4月1日 損害保険ジャパン(株) が権利を継承
東京海上火災保険株式会社	5,000	平成 2年12月 3日	平成16年10月 1 日東京海上日動 火災保険(株)が権 利を継承
東北電力株式会社	20,000	平成 2年12月 4日	
合 計	437,000		

秋田県出資・出捐法人 役員名簿

法 人 名 : 一般財団法人秋田県資源技術開発機構

時 点 : 令和5年7月1日

番号	役職名称	氏名	職名
1	理事長	石川 定人	秋田県産業労働部長
2	理事	細越 満	小坂町長
3	〃	福田 健作	秋田製錬(株)代表取締役社長
4	〃	善 英喜	三菱マテリアル(株)秋田製錬所長
5	監事	古関 幸博	(株)秋田銀行 小坂支店長
6	〃	小玉 誠之	(株)北都銀行 鹿角支店長
7	評議員	畠山 俊英	大館市産業部長
8	〃	黒澤 香澄	鹿角市産業部長
9	〃	仲 雅之	小坂製錬(株)代表取締役社長
10	〃	笹本 直人	エコシステム花岡(株)代表取締役社長
11	〃	小笠原 孝史	東北電力(株)執行役員秋田支店長
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			

番号	役職名称	氏名	職名
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			

令和5年度事業計画

1 事業活動の基本方針

我が国の景気の基調判断について内閣府は、1月の月例経済報告において「このところ一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している」とし、2022年2月以来、11カ月ぶりに下方修正しました。また、「世界的な金融引き締めが続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている」とし、欧米や中国など海外経済の減速により外需が低迷している現状に懸念を示しております。

このような状況ではありますが、脱炭素やサプライチェーンの見直しなどは設備投資のプラス要因であり、特にSDG-Sやクリーンエネルギーなど、環境リサイクルに関するキーワードが注目を浴びています。

県北地域では「秋田県北部エコタウン計画」策定し国の承認を得てから24年が経ちました。いち早く持続可能な社会形成に取り組み、資源リサイクルの重要性に着目し取り組んできた先進地域として、当機構は県北地域のみならず秋田県内における資源リサイクル企業の集積促進、資源関連産業の更なる振興はもちろんのこと、これら企業集積を地域の優位性を活かした環境産業観光への発展・取り組みなど、多岐に渡る地域活性化に寄与することが期待されています。

さらには、持続可能な社会形成に向け幅広い年齢層を対象とした普及啓発、各種研修による人材育成等、時代のニーズに応じた事業を積極的に展開し、本県の資源関連産業の支援拠点としての役割を果たしていくことも重要と認識しています。

令和5年度における当機構の事業活動に向けて、一般財団法人国際資源開発研修センター国際資源大学校や独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構金属資源技術研究所、周辺市町、大学等との連携強化を図りながら、充実した事業展開に取り組んでまいるとともに、PVCJ事業による使用済み太陽光発電パネルのリサイクル等の本格的な事業展開に注力し、前述の環境や資源リサイクルに関する研究開発・研究支援、普及啓発等の公益事業にもこれまで以上に取り組み、資源関連産業の更なる振興と地域の活性化を支援してまいります。

2 令和5年度事業計画

【実施(継続)事業】

(1) 研究開発支援事業

1) 事業実施方針

- 金属等の資源リサイクルの研究開発や研究支援を推進します。
- 県の環境・リサイクル産業集積推進計画（第3期秋田エコタウンプラン）を推進します。
- 資源リサイクルの取組や関連企業の集積を促進します。
- 時代のニーズに対応した新たな事業を推進します。

2) 事業内容

①金属資源リサイクル事業による研究開発・研究支援の推進

企業グループ、大学、県及び当機構等で構成する研究会において、研究内容の検証や意見交換等を行いながら、金属資源リサイクル技術の開発を効果的に推進し事業化を図ります。

- ・研究テーマ 「レアメタル回収技術の開発に関する研究」

②有用金属含有廃棄物等のリサイクルに関する調査研究

第3期秋田エコタウンプランの環境・リサイクル産業推進調整会議へ参加し、レアメタルやプラスチックリサイクルの産業化に向けた廃棄実態を検証しながら処理技術の開発や社会システムの構築等について取組み、県内の資源関連産業の振興や発展に寄与します。

3) 事業費

4, 289千円

主な財源内訳：DOWAメタルマイン（株） 4, 000千円

(2) 資源リサイクル普及啓発事業(あきたエコタウンセンター見学者受入等)

1) 事業実施方針

- 環境・リサイクルについて広く周知を図るための普及啓発に務めます。
- 関連企業の取組に関するPRなど効果的な普及啓発を行うことにより、資源リサイクルの取組を推進します。
- 資源関連産業及び持続可能な環境調和型社会の形成を推進します。

2) 事業内容

①あきたエコタウンセンターの充実

あきたエコタウンセンター(以下、センターという。)の利用促進について、県、周辺市町、関連団体で構成する「あきたエコタウンセンター運営会議」で協議します。

また、展示物等の整備や電子顕微鏡等の分析機器を活用した体験型学習などにより内容の充実を図るとともに、センター案内人の資質向上や組織拡大に資するためスキルアップ研修等を実施します。

さらに、県、周辺市町や環境・リサイクル関連企業と連携協力しながら環境教育の充実を図り、リサイクル技術やその取組みなどへの理解を深めてもらうことにより環境調和型社会の形成を推進します。

②見学者の受入れ

地域住民（子供から大人まで）や県内外から企業、教育、行政、観光関係者等の見学者を広く受入れ、エコタウンの事業紹介、リサイクル原料から製品までの展示、環境やリサイクルに関するDVDの視聴研修等により積極的に普及啓発活動を行います。

また、リニューアルした機構ホームページの充実を図り、見学と観光をセットにした新たなコースを紹介するなど、金属鋳業研修技術センターの指定管理者である「小坂まちづくり株式会社」と連携し、あきたエコタウンセンターの活性化、地域の観光資源やネットワークを活用し、教育旅行の見学の受け入れも含めた体制の強化を図ります。

③企業と連携した環境調和型産業の普及啓発

県北部地域を中心に集積する環境・リサイクル関連企業と連携しその取組をPRするとともに、環境・リサイクルへの理解を深めるため工場・施設見学を実施して普及啓発に努めます。

また、SDG-S（エス・ディー・ジーズ）「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」について、環境対策（循環型社会等）の先進地である強みを活かし、教育旅行や研修旅行において「環境に配慮したリサイクル最先端の地」を積極的にPRし、個人や団体を問わず、環境観光産業について学ぶ機会の提供に取り組みます。

④関係機関との連携

県の「第4期ふるさと秋田元気創造プラン」や「秋田県環境・リサイクル産業集積推進計画（第3期秋田エコタウンプラン）」に基づき、新たな環境・リサイクル産業の創出・育成や環境調和型産業の更なる集積推進に関係機関と連携して取組みます。

3) 事業費

238千円

(3) 研修事業

1) 事業実施方針

金属鉱業研修技術センター内の各機関と連携して、企業等の研究開発支援や人材育成のための研修、指導を行います。

2) 事業内容

①企業等を対象とした研修

企業等の研究開発を側面から支援するため、企業の技術者等を対象に電子顕微鏡等の試験分析機器（EPMA、XRD、XRF、SEM）の操作研修を行います。

②地域の学生・生徒等を対象にした研修

地域の産業に対する理解を深めるため、地元高校生や中学生等を対象に環境や資源リサイクル等に関する講義や研究機器の操作方法等の研修を行います。

また、地域の子供たちの科学に対する関心を高めるため、小学校などと連携して科学実験教室等を実施します。

③技術指導・相談、情報の提供

企業等からの依頼を受けて、リサイクル技術の指導・相談や情報提供等を行います。

④資源リサイクルに関する人材育成研修

県内の資源リサイクルを促進する人材の育成のため、秋田大学大学院理工学研究科内に開設された「あきたサステナビリティスクール」（文部科学省職業実践育成プログラム）の講座実施に貢献します。

3) 事業費

10千円

(4) 交流事業

1) 事業実施方針

金属鉱業研修技術センターの円滑な運営や地域の振興ため、センター内の各機関、地元市町、大学、地域団体・企業等との交流を推進します。

2) 事業内容

①国際交流

小坂町国際交流協会や小坂町産業振興会等が行う各種事業の企画や開催に協力し地域の振興に寄与するとともにセンターにおける取組をPRします。

一般財団法人国際資源開発研修センター国際資源大学校が実施する国内外の資源技術者研修において、実施事業の紹介や地域情報の提供などにより研修生の受け入れをサポートします。

②地域交流

効果・効率的な事業実施のため、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構金属資源技術研究所(JOGMEC)、一般財団法人国際資源開発研修センター国際資源大学校、秋田大学、県産業技術センター、地域企業等と積極的な交流や情報交換を図ります。

3) 事業費

10千円

【その他事業】

(5) PVCJ事業

1) 事業実施方針

国のFit制度による再生可能エネルギーの急速な普及に伴い、今後、大量廃棄が予想されている使用済み太陽光発電システムについて、これらの適正な処理ルートを構築するとともにリユース・リサイクルを推進することを目的とするPVCJ事業を展開します。

2) 事業内容

PVCJは、令和2～3年度の2年間、環境省の太陽光パネルの収集・リユースおよび非鉄金属の回収に係る技術実証である「脱炭素型金属リサイクルシステムの早期社会実装化に向けた実証事業」に取り組んだ成果を社会実装するもので、令和3年度PVCJ準備室において運用体制準備に関わる各種手続きを行い、令和4年度から、PVCJ会員収入により管理業務を実施しています。

またPVCJは、EUにおいて廃電気・電子製品に関するEU指令(改正WEEE指令)に基づき、使用済みPVの適正処理を行っている国際的非営利団体PYCYCLE(本部：ベルギー国)と連携した組織として認定されております。

3) 事業費

15,212千円

主な収入：PVCJ会員収入(正会員、特別会員、賛助会員)、認定審査等
15,700千円

令和5年度収支予算<損益ベース>

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	予算額 (a)	前年度予算額 (b)	差引増減額 (a)-(b)	備考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	0	1,236	△ 1,236	
基本財産受取利息	0	1,236	△ 1,236	
事業収益	15,992	10,657	5,335	
研修費等収入	10	10	0	
見学者受入事業収入	282	97	185	
PVCJ会費収入	15,700	10,550	5,150	
補助金等収入	700	728	△ 28	
国庫補助金収入	0	0	0	
地方公共団体補助金収入	700	728	△ 28	
事業受託収入	0	0	0	
負担金収入	4,000	3,112	888	
負担金収入	4,000	3,112	888	
雑収入	1,327	54	1,273	
雑収入	1,327	54	1,273	
基本財産取崩収入	437,000	0	437,000	
投資有価証券売却収入	437,000	0	437,000	
投資有価証券売却収入	10,000	0	10,000	
投資有価証券売却収入	10,000	0	10,000	
経常収益計	469,019	15,787	453,232	
(2) 経常費用				
事業費	19,759	18,404	1,355	
職員手当	0	0	0	
賃金	2,002	6,847	△ 4,845	
退職金掛金	25	90	△ 65	
法定福利費	280	1,015	△ 735	
会議費	0	7	△ 7	
謝金	340	170	170	
旅費交通費	2,959	1,666	1,293	
通信運搬費	265	352	△ 87	
什器備品費	0	120	△ 120	
消耗品費	1,022	1,463	△ 441	
修繕費	670	200	470	
印刷製本費	279	8	271	
燃料費	0	19	△ 19	
賃借料	888	749	139	
保険料	4	4	0	
手数料	755	473	282	
役務費	0	0	0	
研修費	160	60	100	
周知活動費	7,250	3,375	3,875	
負担金支出	0	0	0	
委託費	2,244	1,600	644	
外注費	0	0	0	
租税公課	467	126	341	
雑費	100	1	99	
減価償却費	49	59	△ 10	

(単位：千円)

科 目	予算額 (a)	前年度予算額 (b)	差引増減額 (a)-(b)	備考
管理費	4,379	4,291	88	
職員手当	0	0	0	
賃金	885	547	338	
退職金掛金	25	30	△ 5	
法定福利費	280	339	△ 59	
福利厚生費	124	119	5	
会議費	0	101	△ 101	
旅費交通費	233	501	△ 268	
通信運搬費	135	121	14	
什器備品費	50	50	0	
消耗品費	850	214	636	
修繕費	25	100	△ 75	
印刷製本費	79	108	△ 29	
燃料費	0	0	0	
光熱水料費	44	38	6	
交際費	5	5	0	
賃借料	373	323	50	
保険料	0	0	0	
手数料	296	226	70	
役務費	0	0	0	
研修費	0	0	0	
委託費	519	845	△ 326	
租税公課	288	196	92	
法人税等	72	172	△ 100	
負担金及び交付金	52	162	△ 110	
雑費	44	94	△ 50	
基本財産取得支出	0	0	0	
投資有価証券取得支出	0	0	0	
固定資産取得支出	0	0	0	
ソフトウェア購入支出	0	0	0	
投資有価証券取得支出	400,000	0	400,000	
投資有価証券取得支出	400,000	0	400,000	
特定資産取得支出	37,000	0	37,000	
特定資産取得支出	37,000	0	37,000	
経常費用計	461,138	22,695	438,443	
評価損益等調整前当期経常増減額	7,881	△ 6,908	14,789	
基本財産評価損益等	0	0	0	
特定資産評価損益等	0	0	0	
投資有価証券評価損益等		0	0	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	7,881	△ 6,908	14,789	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
	0	0	0	
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
	0	0	0	
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
他会計振替額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	7,881	△ 6,908	14,789	

法人名 (一財)秋田県資源技術開発機構

②令和4年度計算書類等

法人所管課 クリーンエネルギー産業振興課

財産目録

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金 秋田銀行小坂支店	9,024,131		
定期預金 秋田銀行小坂支店	500,000		
定期預金 北都銀行鹿角支店	500,000		
貯蔵品	1,322,897		
前払費用	5,187,375		
流動資産合計		16,534,403	
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
公債・みずほ証券	400,000,000		
基本財産・定期 秋田銀行小坂支店	9,000,000		
基本財産・定期 北都銀行鹿角支店	9,000,000		
基本財産・定期 秋田銀行小坂支店	9,500,000		
基本財産・定期 北都銀行鹿角支店	9,500,000		
基本財産合計	437,000,000		
(2) 特定資産			
減価償却引当預金・秋田銀行小坂支店	4,873,415		
特定資産計	4,873,415		
(3) その他固定資産			
建物	131,760		
什器備品・展示パネル・A I 顔認証カメラほか	5,275,346		
ソフトウェア	98,028		
(減価償却累計額)	(4,551,323)		
公債・みずほ証券	10,069,644		
その他固定資産合計	11,023,455		
固定資産合計		452,896,870	
資産合計			469,431,273
II 負債の部			
未払金・光熱水料費 (2月分)	3,224		
未払金・管理委託料 (2月分)	111		
未払金・光熱水料費 (3月分)	4,036		
未払金・管理委託料 (3月分)	9,214		
未払金・社会保険料事業主負担分 (3月分)	26,095		
未払金・PVCジャパン商標使用料	6,916,500		
未払金・PVCジャパン商標使用料為替差損	369,500		
前受会費	200,000		
預り金・社会保険料個人負担分 (3月分)	25,483		
預り金・源泉所得税	18,310		
預り金・住民税	4,000		
未払法人税等	173,200		
未払消費税等	199,700		
流動負債合計		7,949,373	
負債合計			7,949,373
正味財産			461,481,900

令和4年度 事業報告

【概 況】

平成2年11月の設立から32年余を迎え、当機構では資源に関する研究開発・研修・交流等の各事業を着実に進め、県内資源関連産業の支援及び地域の振興に努めてきた。

この間の経済情勢の変動による低金利等の影響を受け、当機構においても厳しい経営環境が続いていることから、令和4年度においては、固定費等の経費節減を徹底的に実施したほか、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策に取り組むなど、逆風下でありながらも、今後の安定運営に資するため、各種事業の取組を展開した。

研究開発・支援事業では、秋田県、企業、大学等の産・学・官の連携を図りながら「金属資源リサイクル研究」に取り組んだ結果、レアメタル（アンチモン）を効率的に回収するための技術開発が進展し、実用化の目処がついたことから、今後の実操業を見据えたパイロットスケールの実証試験が計画される段階に至った。

研修事業では、金属鉱業研修技術センター内の関係機関との連携を図り、国内技術者を対象とした分析機器の講習を行った。

交流事業においては、新たな研修プログラムによるJICA海外鉱業技術者研修が予定されていたものの、新型コロナウイルス感染症の影響で実施が延期となった。これに伴い、小坂町国際交流協会関連の地域文化・技術交流等も見送られた。

資源リサイクル普及啓発事業においては、主に県内の学校関係からの見学を受け入れ、エコタウン事業の紹介をはじめ、リサイクルの原料や製品の展示による環境学習の機会を提供したことにより、循環型社会形成に向けた普及啓発や当地域における環境産業観光の振興を図った。

廃太陽光発電システムのリサイクル拠点の形成に関しては、令和3年度に設立したPV CYCLE JAPAN（PVCJ）の本格的な運営に向けた取組として、専用ホームページの立ち上げ、会員向けメールマガジンの発行、パンフレットの作成、会員企業の認定審査業務の実施のほか、新規会員を獲得し、組織体制の強化を図った。

1. 研究開発・支援事業

(1) 金属資源リサイクル研究事業

DOWAメタルマイン株式会社、秋田県および当機構との三者間における受託研究・共同研究事業として、令和3年度から継続して取り組んでいる「鉛電解スライムからのアンチモン分離回収技術の構築」の研究を実施した。

令和4年度は、特に実操業への技術展開を主目的としたラボスケールでの試験を実施することで、最終的なアンチモン回収技術の考案と確立を目指した。各種の試験を実施し調査した結果、アンチモン揮発率：93%・回収率：94%と最大値を示す試験条件を考案した。本研究は、これまでのラボスケールにおける試験での最終的な目標値が達成されたため、今後、DOWAメタルマイン株式会社において、パイロットスケールでの実証試験が計画されているほか、研究成果の特許出願が予定されている。

(2) 有用金属含有廃棄物のリサイクルに関する調査研究

レアメタルや貴金属、ベースメタルなどの有用金属を含有しながら、現段階で回収やリサイクルが効率的に行なわれていない廃棄物について、排出量や物性、将来予測等をもとに効率的なリサイクルの可能性を調査し、必要に応じて技術的課題についての研究を実施することにより、県内の環境リサイクル産業の振興と廃棄物の低減を促進するものである。

令和4年度は、廃棄量が増加傾向にある薄型テレビについて、昨年度に引き続き廃棄の現状調査を実施した。

調査の結果、廃棄物処理施設の今年度における薄型テレビの受入台数は、昨年度と同程度となった。ブラウン管テレビの受入台数と比較するとブラウン管テレビが薄型テレビの半数程度となり、ブラウン管テレビの減少傾向が顕著となってきている。

次年度も引き続き、薄型テレビの廃棄動向を調査するとともに、効率的なリサイクル技術の検討を進めることとしている。

(3) 研究支援事業

令和3年度に引き続き、鉱物資源科学ラボ、秋田県産業技術センターと共同で「新たなエネルギー・金属資源の評価に関わる鉱物の同定法と組織解析法の開発」に関する研究に取り組んだことにより、県内事業者である鉱物資源科学ラボを支援した。

2. 資源リサイクル普及啓発事業（あきたエコタウンセンター）

見学者及び視察の受け入れ

新型コロナウイルス感染症によりまん延防止の措置後は見学者が大きく落ち込んだものの、県内の教育旅行関係の見学者を受け入れたほか、案内人によるあきたエコタウンセンター及び関連施設の案内業務を実施した。

この結果、県内外から283人の見学者を受け入れ、県北地域における環境・リサイクルの取組みと金属鉱業研修技術センターの役割などについて、普及啓発を行った。

また、あきたエコタウンセンター案内人のスキルアップを図ることを目的とした研修を実施した。

3. 研修事業

(1) 秋田県と連携した研修

電子線マイクロアナライザー(E PMA)の操作に関する分析機器操作研修については、新型コロナウイルス感染症のまん延による社会情勢を考慮して中止とした。

(2) 一般財団法人国際資源開発研修センター(JMEC)と連携した研修

電子線マイクロアナライザー(E PMA)の基本原理や操作方法に関する研修会として「最新解析機器の取り扱いと解析技術研修」を実施した。参加した民間企業の受講生に対して、測定原理、分析手法、機器操作および前処理法に関する実技の指導を行った。

(3) 技術指導・相談、情報の提供

地域企業のほか、県外の企業・事業所から依頼を受けて、分析機器(微小部操作X線分析装置、X線回折装置等)の使用手法、試料製作方法など、あわせて59件の技術指導や相談、情報の提供などを行った。

(4) 秋田大学への研修支援

秋田県の産業振興・環境教育など地域活性化に寄与できる人材の育成を目的に、秋田大学と連携実施してきた「あきたアーバンマイン開発マイスター養成コース」の後継講座の「あきたサステイナビリティスクール」について、リモート講義によるカリキュラムの実施に協力した。

4. 交流事業

(1) 国際交流等

①一般財団法人国際資源開発研修センター国際資源大学校等への研修支援

新たな研修プログラムによるJICA海外鉱業技術者研修が予定されていたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施が延期となった。

②技術・文化交流

令和4年度は、「小坂町アカシアまつり」の期間中の施設開放を実施した。

なお、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、地域の小学生を対象と

する「夏休み大科学実験教室」は中止とした。

(2) 地域交流

金属鉱業研修技術センター内の一般財団法人国際資源開発研修センター国際資源大学校や独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構金属資源技術研究所（JOGMEC）等と定期的に連絡会議を開催し情報交換を行った。

5. PV CYCLE JAPAN (PVCJ) 事業

今後、大量廃棄が予測される太陽光発電システムのリサイクル拠点を県内に形成するため、令和3年度に設立したPV CYCLE JAPAN (PVCJ)の本格的な運営に向けた取り組みを進めた。

具体的には、専用ホームページの立ち上げ、会員向けメールマガジンの発行、パンフレットの作成、会員企業の認定審査業務の実施のほか、新規会員（東北電力㈱、中国電力㈱、DOWAエコシステム㈱、ネクストエナジーアンドリソース㈱）を獲得し、組織体制の強化を図った。

貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	10,024,131	14,329,039	△ 4,304,908
未収金	0	0	0
貯蔵品	1,322,897	1,038,680	284,217
前払費用	5,187,375	2,453,062	2,734,313
流動資産合計	16,534,403	17,820,781	△ 1,286,378
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	37,000,000	37,000,000	0
投資有価証券	400,000,000	400,000,000	0
基本財産合計	437,000,000	437,000,000	0
(2) 特定資産			
減価償却引当資産	4,873,415	4,546,361	327,054
特定資産合計	4,873,415	4,546,361	327,054
(3) その他固定資産			
建物	131,760	131,760	0
什器備品	5,275,346	5,275,346	0
減価償却累計額	△ 4,551,323	△ 4,308,293	△ 243,030
ソフトウェア	98,028	182,052	△ 84,024
投資有価証券	10,069,644	10,105,944	△ 36,300
その他固定資産合計	11,023,455	11,386,809	△ 363,354
固定資産合計	452,896,870	452,933,170	△ 36,300
資産合計	469,431,273	470,753,951	△ 1,322,678
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	7,328,680	3,505,765	3,822,915
前受会費	200,000	0	200,000
預り金	47,793	132,864	△ 85,071
未払法人税等	173,200	71,600	101,600
未払消費税等	199,700	0	199,700
流動負債合計	7,949,373	3,710,229	4,239,144
負債合計	7,949,373	3,710,229	4,239,144
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
地方団体補助金	583,334	783,334	△ 200,000
出捐金	437,000,000	437,000,000	0
指定正味財産合計	437,583,334	437,783,334	△ 200,000
(うち基本財産への充当額)	437,000,000	437,000,000	0
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	23,898,566	29,260,388	△ 5,361,822
	4,873,415	4,546,361	327,054
正味財産合計	461,481,900	467,043,722	△ 5,561,822
負債及び正味財産合計	469,431,273	470,753,951	△ 1,322,678

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	[1,233,740]	[1,235,265]	[△ 1,525]
基本財産受取利息	1,233,740	1,235,265	△ 1,525
受取会費	[6,440,000]	[0]	[6,440,000]
特別会員受取会費	6,440,000	0	6,440,000
事業収益	[1,183,250]	[7,433,500]	[△ 6,250,250]
研修費等収益	0	0	0
見学者受入事業収入	83,250	25,000	58,250
PVCJ認定審査収益	1,100,000	7,408,500	△ 6,308,500
受取補助金等	[928,000]	[928,000]	[0]
受取地方公共団体補助金	728,000	728,000	0
受取補助金等振替額	200,000	200,000	0
受取負担金	[3,125,000]	[3,212,000]	[△ 87,000]
受取負担金	3,125,000	3,212,000	△ 87,000
受取寄付金	[4,000,000]	[0]	[4,000,000]
受取寄付金	4,000,000		4,000,000
雑収益	[213,146]	[63,983]	[149,163]
受取利息	20	100	△ 80
有価証券運用益	△ 13,800	△ 13,800	0
雑収益	226,926	77,683	149,243
経常収益計	17,123,136	12,872,748	4,250,388
(2) 経常費用			
事業費	[17,453,211]	[15,745,734]	[1,707,477]
職員手当	0	0	0
賃金	4,379,694	6,618,212	△ 2,238,518
退職金	90,000	90,000	0
法定福利費	522,305	747,007	△ 224,702
会議費			0
旅費	594,964	377,720	217,244
研修費	20,000	132,000	△ 112,000
通信運搬費	332,275	375,104	△ 42,829
周知活動費	4,272,535	1,267,661	3,004,874
減価償却費	43,030	43,030	0
什器備品費	0	77,000	△ 77,000
消耗品費	673,094	1,231,165	△ 558,071
修繕費	0	52,800	△ 52,800
燃料費	0	0	0
印刷製本費	88,000	0	88,000
賃借料	1,977,900	2,770,850	△ 792,950
保険料	3,850	3,150	700
謝礼金	194,200	162,000	32,200
租税公課	292,894	106,916	185,978
法人税等	173,200	71,600	101,600
支払手数料	20,000	94,000	△ 74,000
委託費	3,240,380	1,360,700	1,879,680
為替差損	481,250	158,219	323,031
雑費	53,640	6,600	47,040

科 目	当年度	前年度	増 減
管 理 費	[5,031,747]	[3,662,336]	[1,369,411]
賃 金	558,048	468,304	89,744
退 職 金 掛 金	30,000	30,000	0
法 定 福 利 費	174,101	249,003	△ 74,902
福 利 厚 生 費	108,785	150,284	△ 41,499
会 議 費	0	0	0
旅 費 交 通 費	202,557	115,247	87,310
通 信 運 搬 費	98,471	98,929	△ 458
減 価 償 却 費	284,024	284,024	0
消 耗 品 費	1,039,129	301,808	737,321
修 繕 費	25,300	245,300	△ 220,000
印 刷 製 本 費	14,850	0	14,850
光 熱 水 料 費	43,151	33,572	9,579
賃 借 料	860,572	264,803	595,769
租 税 公 課	168,474	160,172	8,302
負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	136,200	132,500	3,700
支 払 手 数 料	291,665	172,780	118,885
委 託 費	957,020	869,275	87,745
雑 費	39,400	86,335	△ 46,935
経常費用計	22,484,958	19,408,070	3,076,888
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 5,361,822	△ 6,535,322	1,173,500
投資有価証券評価損益等	[0]	[0]	[0]
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 5,361,822	△ 6,535,322	1,173,500
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
過年度損益修正	[0]	[0]	[0]
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 5,361,822	△ 6,535,322	1,173,500
一般正味財産期首残高	29,260,388	35,795,710	△ 6,535,322
一般正味財産期末残高	23,898,566	29,260,388	△ 5,361,822
II 指定正味財産増減の部			
受 取 地 方 補 助 金 等	[728,000]	[728,000]	[0]
受 取 地 方 補 助 金	728,000	728,000	0
受 取 寄 付 金	[4,000,000]	[0]	[4,000,000]
受 取 寄 付 金	4,000,000	0	4,000,000
基 本 財 産 運 用 益	[1,233,740]	[1,235,265]	[△ 1,525]
基 本 財 産 受 取 利 息	1,233,740	1,235,265	△ 1,525
一 般 財 産 へ 振 替	[△ 6,161,740]	[△ 2,163,265]	[△ 3,998,475]
一 般 財 産 へ 振 替	△ 6,161,740	△ 2,163,265	△ 3,998,475
地 方 団 体 補 助 金	△ 928,000	△ 928,000	0
寄 付 金	△ 4,000,000	0	△ 4,000,000
投 資 有 価 証 券	△ 1,233,740	△ 1,235,265	1,525
当期指定正味財産増減額	△ 200,000	△ 200,000	0
指定正味財産期首残高	437,783,334	437,983,334	△ 200,000
指定正味財産期末残高	437,583,334	437,783,334	△ 200,000
III 正味財産期末残高	461,481,900	467,043,722	△ 5,561,822